

委員会で配付した資料のホームページでの公開について

1 掲載要領

(1) 掲載時期

- ・委員会開会時に速やかに掲載

※文書表は、請願・陳情者の氏名、住所は掲載せずに招集通知日に掲載

(2) 掲載資料

- ・一部例外を除き、委員会配布資料は原則全て掲載

〔HP掲載しない一部例外〕

以下の印刷物は、HP掲載の対象外とし、従来どおり委員会記録と合わせて図書館等で公開する。

- ① 電子データを所有していない印刷物（パンフレット、冊子類等）
- ② 著作権等によりHPへの無断掲載が制限される印刷物（新聞記事等）

(3) 掲載形式

- ・PDFファイル（2MB以内）

※容量が2MBを超える資料は複数に分割掲載

【今回の追加事項】

(4) 掲載期間

- ・委員の前々任期分までを掲載

※それ以前のは委員会記録として市議会事務局、文書館等で閲覧可能

2 開始時期

平成26年4月開始

3 その他

HP閲覧環境がない利用者のため、図書館等での委員会記録及び委員会配布資料の公開は従来どおり継続

